



平成 27 年 11 月 9 日

各 位

上 場 会 社 名 櫻護謨株式会社  
代 表 者 取締役社長 中村 浩士  
コ ー ド 番 号 5 1 8 9  
問 合 せ 先 責 任 者 専務取締役 中野 伍朗  
( T E L 03-3466-2171 )

## (継続開示) 厚生年金基金の特例解散及び特別利益の計上に関するお知らせ

平成 26 年 2 月 28 日付「厚生年金基金の特例解散に関するお知らせ」並びに平成 26 年 5 月 14 日付「厚生年金基金解散に伴う特別損失の発生に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、当社及び一部の連結子会社が加入していた複数事業主制度の「東部ゴム厚生年金基金」は、厚生労働大臣から平成 27 年 10 月 5 日付で特例解散申請を認可する旨通知を受け、同日、解散となりましたのでお知らせいたします。これに伴い、平成 26 年 3 月期に計上いたしました「厚生年金基金解散損失引当金」を一部取り崩し特別利益に計上いたしますので、あわせてお知らせいたします。

### 1. 厚生年金基金の特例解散

「東部ゴム厚生年金基金」は、この度、平成 27 年 10 月 5 日付で厚生労働大臣から特例解散の申請を認可する旨通知を受け、同日、解散となりました。

同基金からの通知によると、特例解散が認可された結果、解散申請時点の算定上、追加負担額は不要となる見込みです。なお、同基金の清算終了には、解散認可日から 1 年ないし 1 年半程度の期間が必要とされており、実際に国へ返還する金額の確定までには時間を要しますが、清算終了時においても追加負担額は不要である見込みです。

### 2. 特別利益の計上

上記により、同基金の解散に対する当社及び一部の連結子会社の負担相当額も不要となる見込みです。

一方、当社及び一部の連結子会社は、同基金の解散に伴い基金独自の加算部分が消滅した従業員に対する補填を目的として、同基金解散前時点における加算部分相当の一部を負担するとともに、当年度末までに代替制度を導入することといたしました。

これに伴い、現時点で見積り可能な当該一部負担部分に対する当社及び一部の連結子会社の損失負担見込額と、平成 26 年 3 月期末に計上した「厚生年金基金解散損失引当金」の前連結会計年度末残高 225 百万円との差額 123 百万円を、「厚生年金基金解散損失引当金戻入額」として本日公表する平成 28 年 3 月期第 2 四半期決算において特別利益に計上いたします。

### 3. 業績に与える影響

平成 28 年 3 月期第 2 四半期(累計)及び通期の業績に与える影響につきましては、本日公表の「平成 28 年 3 月期第 2 四半期決算短信」並びに「平成 28 年 3 月期第 2 四半期業績予想との差異に関するお知らせ」に記載のとおりです。

以 上